

坂出ショッピングデパート

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年12月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年8月15日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングデパート 坂出市京町1丁目4番18号
- 3 法第8条第1項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
来客車両の出入によって、騒音・振動等、周辺住民の生活に支障をきたすことがないようにするとともに、交通事故のないよう安全確保に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年12月24日（水曜日）から平成21年1月26日（月曜日）まで